

建築に関わる申請の種類

建築基準法は、構造計算書偽造事件を契機に、より安全で信頼性の高い建築物を提供することを目的に、建築確認手続きの厳格化を中心とする見直し改正建築基準法が平成19年6月20日施行され、全国の特定行政庁は一斉に審査基準を明確に定め、厳格な審査を行うこととなり、受付方法（仮預かりの受付→訂正→正式受付→確認）や申請期間（仮預かりからおおよそ40日程度）も若干要する傾向になりました。平成22年6月1日、申請期間が予想出来ないことより「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」として見直され施行された。

1、確認申請とは（建築基準法第6条）
新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、大規模な模様替えを行う場合は確認申請を行わなければならない。平成19年6月20日以降、申請内容はクロスの品番、換気扇の型番、壁の構造など認定番号を表記致します。厨房機器においても、設備スペックはもちろん、床荷重検討書の添付も求められています。よって申請時には厨房機器の決定、仕上げクロスの決定まで必要になります。
2、計画変更確認申請とは
確認申請の内容を施工中に変更し、工事完了前に下記の軽微な変更範囲を超える変更を行う場合に必要な申請行為です。申請においては消防同意も再度必要になり申請期間も確認申請同様に必要になります。また変更申請の確認済みを得るまでは申請部分の施工行いう事は出来ません。
3、軽微な変更とは（建築基準法施行規則第3条の2）
上記の計画変更確認申請の扱いにならない変更行為を示します。平成22年6月1日「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」として、軽微の取り扱いが緩和される。
4、建築基準法 第12条5項報告とは3 軽微な変更とは（建築基準法施行規則第3条の2）
特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対して建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。ただし、この報告は、行政より求められて行う事が出来る報告行為になります。（民間確認申請機関では、この取り扱いは行っておりません。）
5、用途変更確認申請とは（建築基準法第87条）
類似の用途を除く特殊建築物への変更（別表第1（い）欄に掲げる200㎡以上の用途変更）を行う場合に必要な申請行為になります。申請は階ごとの申請ではなく、あくまでもビル全体の申請の扱いになるため、建物の各階平面図、立面図をはじめ設備全体の系統図の添付も求められます。申請の流れは新築時と同様な扱いであり、申請期間も新築同様な扱いになります。店舗でも、物販店舗→飲食店舗への変更も手続きを要します。 ※-1 類似の用途→建築基準法施行令第137条の17
6、消防同意とは（建築基準法第93条）
特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、この法律の規定による許可又は確認をする場合においては、当該許可又は確認に係る建築物の工事施工地または所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可又は確認をすることができない。
7、既存建築物の制限緩和とは
参照→第8章 既存の建築物に対する制限の緩和等（第137条―第137条の18）
8、用途の変更に対するこの法律の準用とは（建築基準法 第87条）
参照→既存建物の用途変更を行うにあたり、建物建設時の法律が遡及する範囲を定める。
9、完了検査申請（建築基準法第7条）
建築主は、工事完了の4日以内に建築主事に完了検査の申請を行わなければならない。仮に検査申請を行わずに使用した場合は、手続き違反となります。当然すでに使用している建物について遡って検査申請を行う事は出来ません。よって不動産の価値を左右する重要な事項ですので注意してください。
10、用途変更に関する工事完了届（建築基準令第87条、施行規則第4条の2）
用途変更確認申請においては、官庁による現場検査は行われません。申請設計者の責任において、工事完了の4日以内に届け出なければなりません。これは届出扱いになるので提出は1部のみで副本の返却はありません。コンプライアンス上、官庁の押印が必要な場合は、2部用意して押印を御願いし、控えとしてください。